

平成 16 年 5 月 17 日

各 位

会社名	株式会社ミロク情報サービス
代表者の役職名	代表取締役会長兼社長 是枝伸彦
コード番号	9928
上場取引所	東証第二部
問合わせ先	常務取締役 中谷研二
電話番号	03-5361-6369 (代表)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 17 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(新株予約権発行の要領)

1. 株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由
当社および子会社の取締役、執行役員、従業員、顧問の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値ならびに顧客サービスを更に向上させること、また当社および子会社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的とする。
2. 新株予約権の目的たる株式の種類
当社普通株式とする。
3. 新株予約権の目的たる株式の数
合計 1,400,000 株(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 500 株)を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的たる株式の数を調整することができる。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数を切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収

分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

4. 新株予約権の総数

合計 2,800 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 500 株。ただし、前項 3 に定める数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

5. 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

6. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の目的たる株式 1 株あたりの払込金額(以下「払込金額」とする)は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日は除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.025 を乗じた金額とする。(1 円未満の端数は切り上げ)

ただし、かかる金額が新株予約権発行日の前営業日の終値(ただし当日に終値の無い場合はそれに先立つ直近日の終値とする。)を下回る場合には、払込金額は当該終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができる。

7. 新株予約権の行使期間

平成 16 年 9 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日まで

8. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時においても、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問であることを要する。ただし、新株予約権者が、任期満了・定年による退任・退職により、その地位を喪失した場合は、その地位を喪失した日から起算して 6 ヶ月以内限り(ただし、前記 7 の新株予約権行使期間の範囲内とする。)その地位喪失時に未行使の権利を行使することができるものとする。

- (2) 新株予約権者が新株予約権行使期間の開始日に先立って、(1) に定める事由により当社および子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を喪失した場合は(1) にかかわらず、当該開始日から起算して3ヶ月以内に限り、その地位喪失時に未行使の権利を行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権者である当社および子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問がその地位を喪失後、ただちに当社および子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問の地位を取得した場合は、(1) および(2) にかかわらず、前記7の新株予約権行使期間中引き続き新株予約権を行使することができるものとする
- (4) 新株予約権者に、法令または当社内部規律に違反する行為があった場合、または新株予約権者が当社と競合関係の会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問およびコンサルタントとなった場合等、新株予約権の付与の目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、新株予約権者に発行された新株予約権は直ちに失効し、その後新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 新株予約権の相続は認めない。

9. 新株予約権の消却

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- (2) 本件新株予約権は、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権を無償で消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

- 11. 新株予約権に関するその他細目については、平成16年6月29日(火)開催予定の当社定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

(注) 上記決議は、平成16年6月29日(火)開催の当社第27回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上